

業務委託仕様書

- 1 事業名 「農林水産業活性化推進拠点整備事業」
- 2 委託業務名 「平成27年度農山漁村交流拠点整備委託業務」
- 3 委託契約期間 契約締結の日から平成28年3月18日まで。

4 業務の背景

本県では「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、「亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興」を基本施策に、社会環境の変化に柔軟に対応するフロンティア型農業の振興策としてグリーン・ツーリズムを推進することとしている。

グリーン・ツーリズムとは、「緑豊かな農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」と定義され、県内においても農山漁村の素朴な暮らし、情緒あふれる伝統文化、また亜熱帯特有の農林水産物を使った食文化などの体験・交流が魅力となっています。特に修学旅行生を中心に交流人口が増加傾向にあり、グリーン・ツーリズムの受け入れを万全なものとするのが、受け入れ側の実践者や事務局に求められている。

5 業務内容

農山漁村においてグリーン・ツーリズムの取組を地域が一体となって展開するためには、取りまとめとなる組織が必要で、特に修学旅行など規模の大きい需要に対しては、広域の連携組織がもたれている。

本業務委託は、農山漁村地域で受け皿となる広域の連携モデルをつくるため、対象となる地区を選定し、連携組織において必要とされる仕組みとして、体制の構想から具体的に組織での役割、その活動方法などについて、実践を通じてモデルとなる組織づくりのプロセスをとりまとめるものである。

現在、継続事業として4年目を迎え、最終年度はこれまで取り組んできた組織づくりの取りまとめと、引き続き地域が自ら組織づくりを図るための今後の方向性について整理することとしている。

なお、体験交流プログラムおよびコミュニティビジネスの活動実証については広域連携体制「いいな3村」の主体的な参画による実証が必要であることから、「いいな3村」に再受注により実施し、広域連携組織の継続・発展を促進することを期待している。

6 対象のモデル組織

- (1) 本島地域の広域交流拠点体制モデル（国頭村、大宜味村、東村：以下ヤンパク）
- (2) 離島地域の広域交流拠点体制モデル（伊平屋村、伊是名村、今帰仁村：以下いいな3村）

7 予算額

(1) 委託上限額

本提案にあたっては、総額10,546,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は次のとおりとすること

ア 人件費（都市農村交流に係るコーディネート業務含む）

イ 業務費

①旅費（活動に伴う経費 等）

②報償費（謝金）

③需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、活動に伴う経費 等）

④役務費（通信運搬費、活動に伴う経費 等）

⑤使用料及び賃借料（研修会等開催に伴う会場使用料、活動に伴うパソコンリース代 等）

⑥その他諸経費（上記費目以外に必要な経費を積算）

・業務上必要に応じた補助員の活動経費

・業務を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定、確認できる諸経費（設備の修繕等）

⑦再委託費（いいな3村連携体制の活動実証）

ウ 一般管理費（再委託費は含まない）、消費税

8 業務詳細

(1) いいな3村・ヤンパクにおける広域交流拠点体制の活動実証

ア 体験交流プログラムの実証(いいな3村)

①受注者対応

・体験交流プログラムの品質向上にかかる勉強会：実施前1回、実施後1回

※留意事項

旅行エージェント等を活用し、体験交流プログラムのリスク対策などの勉強会を開催すること。また、実施結果に対する分析・検証を行い、課題整理を行うとともに差別化につながる評価手法の習得を図る。

②再受注者対応

・体験交流プログラムのモニターツアーの計画、実施

プラン：伊平屋村+今帰仁村コース（15名程度）

伊是名村+今帰仁村コース（15名程度）

費用：体験交流プログラムの費用（船賃、民泊費を含む）については参加者負担。

それ以外の経費（起点からの航空運賃、マイクロバス使用料、旅行保険、旅行社手数料）については、当業務委託費にて対応する。

※留意事項

- ・体験交流プログラムは平成26年度業務成果の体験交流プログラム(案)に基づき、計画、実施、結果についてとりまとめ、受注者に提出すること。
- 体験交流プログラムの航空運賃の積算について、起点を東京都とすること。

イ 3村連携体制によるコミュニティビジネスの実証(いいな3村)

①受注者対応

- ・コミュニティビジネスの販売戦略に関する勉強会：実施前1回、実施後1回
- ・参集者：「いいな3村」構成員＋実施者

※留意事項

- ・コミュニティビジネスに精通した専門家を招いた勉強会を開催し、販売戦略立案の習得および実施結果に対する分析・検証を行い、対策案などを提案すること。

②再受注者対応

- ・販売戦略会議の開催：3回程度。
- ・試作品の実証：試作品・パッケージ作成、モニター調査(3品以内)

※留意事項

- ・コミュニティビジネス案の試作品を作成し、消費者モニターによる評価を得ること。また、計画・実施・結果についてとりまとめ、受注者に提出すること。

ウ 広域連携組織の継続・展開に対する活動の促進(いいな3村)

- ・「いいな3村」の連携組織設立のサポート。

※留意事項

- ・受注者は前年度に合意が得られた、「いいな3村」の連携組織設立に向け、具体的な取組みを行い、必要に応じてコーディネーター等を活用すること。

エ 広域連携組織の継続・展開に対する活動の促進(ヤンパク)

- ・「ヤンパク」のブランド、コンセプトを確立。
- ・「ヤンパク」での会員の勉強会・交流会の開催など活動の自走化
- ・体験交流プログラムの「ヤンパク」内受入れネットワークづくり。
- ・効果的な情報発信と内容の充実。

※留意事項

- ・「ヤンパク」体制を強化する取組みを行い、必要に応じ専門家等を活用すること。

(2) 広域交流拠点モデル体制の普及に向けた事例集の作成

ア 広域交流拠点体制のあり方及び具体的な組織化の方策について

- ・広域交流拠点の本島地域モデルである「ヤンパク」及び離島地域モデル「いいな3村」の体制づくりのプロセスについてグリーン・ツーリズムに取り組む団体、実践者に紹介する事例集を作成すること。

規格 A4版、原稿 100ページ以内

印刷方法 両面カラー刷り、部数 200部

上記(1)～(2)の実施にあたり、県との打ち合せを行う。

- ・初回1回、中間1回、事業結果とりまとめ前1回

9 業務報告書等の提出

(1) 「いいな3村」・「ヤンパク」における広域交流拠点体制の活動実証

ア 業務報告書(概要版含む)及び附属資料 5部

イ アにかかる電子記録媒体 各1式

(2) 広域交流拠点モデル体制の確立に向けた普及活動

ア 業務報告書及び附属資料 5部

イ アにかかる電子記録媒体 各1式

10 知的財産権の取扱い

本委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として発注者である沖縄県に属する。

11 その他の留意事項

(1) 受注者は、業務遂行にあたって、発注者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者受注者の双方で協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

(3) 再受注先の調整窓口

「いいな3村(仮称)」準備委員会 (今帰仁村観光協会内)

担当：又吉、島袋 今帰仁村字仲宗根230-2 TEL：0980-56-1057